

	H27年度	H28年度
多重債務事件(自己破産・任意整理・民事再生等)	54	61
震災後の費用負担(家財・自動車等の再取得、転居費用等)に起因するもの	16	13
震災による給与所得者の失業・減給等に起因するもの	24	32
震災による経営者・自営業者の廃業・減収等に起因するもの	14	16
家事事件	27	19
震災に起因する離婚紛争(離婚請求、財産分与、養育費、慰謝料請求等)	14	15
震災に起因する相続・遺産分割紛争	7	3
成年後見等申立関係 ※避難生活により認知症を発症したものなど	4	
扶養請求関係 ※仮設住宅への入居に伴い別居した親族に対する扶養請求など	2	1
不動産事件	12	5
被災土地に係る相続・抵当権抹消登記等 ※買上対象地につき、相続登記、抵当権抹消登記等を請求するものなど	10	2
被災建物(・土地)に係る明渡等請求 ※被災建物(賃貸借)につき、取壊しを理由とする明渡しに係る紛争など	2	2
被災建物に係る修繕請求等		1
金銭(損害賠償請求を除く)事件	10	4
被災建物の修理・解体に係る金銭紛争 ※公費負担となった被災家屋解体費用、ボイラー修理費用の返還請求	1	1
保証債務の求償関係 ※所有被災土地の買取代金により返済した保証債務に係る求償	1	
火災保険の支払請求 ※火災発生原因(津波に起因する火災であるか否か)に係る紛争	2	
不当利得返還請求 ※住宅再建のための預託金の返還請求 ※被災弔慰金等に係る不当利得返還請求	4	
震災により契約書等を喪失した資金に係る紛争	1	
住宅ローン(震災に起因して主債務者が破産)の連帯保証債務に係る紛争	1	
被災家屋の修繕に係る立替金の返還請求		1
みなし仮設からの退去に伴う修繕費用に係る紛争		1
震災により返済不能となった借入金の残高に係る紛争		1
その他事件	4	1
震災に伴い設立した営農法人の取締役の不当解任紛争	1	
地方公共団体による被災建物の撤去に係る紛争	1	
災害弔慰金の不支給決定(震災による死亡であるか否か)に係る紛争	1	
債権差押命令申立(震災に絡む金銭問題に係るもの)	1	
生活保護審査請求(震災による収入減によるもの)		1
合計	107	90

※代理援助件数

	H27年度	H28年度
全体	2,126	471
(うち損害賠償請求)	(1,515)	(172)
(うちADR)	(480)	(202)
差引	131	97

出典：法務省作成資料

平成30年3月23日（金）衆議院法務委員会 衆議院議員 隅 猛（希望の党）

## 被災者「援護資金」返済開始 2 月力

東日本大震災での災害援護資金の貸付額は1月末現在、在、9都県で約510億円（2万947件）に上り、約8割が宮城県の市町村。6年の猶予を含む13年が返済期間で、最も早い被災者で昨年12月に返済期日を迎えた。

仙台市は1月末現在で期日を迎えた7651万円に対し、20033万円が返済されず、滞納率は26.6%。貸付額が約63億円（3046件）と一番多い宮城

# 東日本大震災での本災震7年

東日本大震災で、被災者に貸し付けた災害援護資金の回収が本格化し、市町村が危機感を強めている。生活再建が進まず、回収が滞る恐れがあるため、貸付額が約2200億円（1万5133件）と全国最多の仙台市では、返済期日を迎えた約7650万円に対し、滞納率が3割近くに上る。回収を強いれば被災者を追い込むことになり、対応に苦慮している。**【堀和彦・森口沙織】**

仙台満納率3割

## 自治体にジレンマ

業務や相談窓口を担う災害援護資金課を約15人体制で新設。11月には担当者を神戸市に派遣し、阪神大震災での教訓を学んだ。仙台市災害援護資金課の清水充課長は「市に回収責任はあるが、何が何でも回収する」と

阪神大震災では兵庫県で5万642件に総額130.8億円が貸し付けられた。国が免除要件を緩和するなどして147件(昨年9月末現在)が返

日本弁護士連合会災害重建委員会委員長の津ヶ  
井進弁護士（兵庫県弁護士会）は、「自治体、被災者  
両方に負担の大きい制度になつていい。減免を自治体  
で弾力的にできる制度であるべきだ」と指摘する。

## 災害援護資金——

災害用慰金法に基づき、負傷や住宅が全半壊するなどした被災者に上限350万円を貸し付ける制度。原資は国が3分の2、都道府県・政令市が3分の1を負担する。利子は3%だが、東日本大震災では特例として1.5%で、保証人がいれば無利子。返済も10年から6年の猶予期間を含む18年に延長された。

「払う余裕はない」

仙台市の災害公営住宅（復興住宅）に住む男性(53)は、生活保護を受けながら施設に入所する妻(58)を支え。7月に災害

う余裕はない」と遠方に喜ばれる。夫婦に子供はなく、同市宮城野区のアパートに2人で暮らしこそが、扶養費金の返済が始まらなかつた。

援資金の返済を終えた。新しい仕事を探していくが、めどは立たない。「借った當時と生活状況ががらりと変わった。返さないといけないのは分かっているが、毎日の生活だけで厳しい」市町村には返済通知書を受け取った被災者からの問い合わせが増える。おおむね「貸し付け

ていた。津波でアパートが全壊された。生活を立て直すため、宮城県社会福祉協議会の生活復興支援資金20万円と災害援護資金50万円を借り、ドラッグストアの在庫管理や市営バスの整備士などのアルバイトを始めた。

が相次ぐ。60億円を貸し付けた同県石巻市では担当課の電話がひっきりなしに鳴る。現在「臼 約50件の相談がある。半数が期限までに返せない」など返済困難を訴える相談だ。「今月までに支払うべきないとおり」と「支払へ」と確認に追われてくる。

震災前は要支援1だったが、要介護1となり、介護のためアルバイトを辞めた。今は年金と生活保護費が頼りだ。

「みやざき青葉の会」(仙台市)にも多くの相談があり、一日約80件の電話相談が寄せられた。相談者の多くは60歳以上といふ。

出典：毎日新聞 平成30年3月6日 朝刊 記事

平成 30 年 3 月 23 日（金）衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛（希望の党）